

共済手帳等の取り扱い

新旧証紙の貼付方法

① 共済手帳の交付日が平成 15 年 9 月 30 日以前の発行手帳の場合は・・・

- ・ 新旧証紙混在での貼付が可能です。
- ・ 証紙貼付が満了になった時点で、「更新」及び「掛金助成更新」用紙に新・旧証紙の内訳枚数を記入し共済手帳と一緒に提出してください。（お持ちの共済手帳に 9 月 30 日までの就労日数分の共済証紙を貼付し、10 月 1 日からの就労分は新しい 310 円証紙を続けて同じ手帳に貼付してください。）
- ・ 10 月 1 日以降からの更新用紙は、同封の新しい用紙をご使用ください。

※注： 共済証紙が切り替えられても、現在お持ちの共済手帳に証紙が満了に貼付されるまでは手帳は切り替えることはできません。

② 平成 15 年 10 月 1 日交付以降の発行手帳の場合は・・・

- ・ 全て新証紙（310 円）のみしか貼付できません。

共済手帳申し込みの遡及期間

① 共済契約者（事業主）が建退共に 2 年以上共済契約を締結している場合に限り、遡及を申請した日から 2 年前まで遡及することができます。

共済契約者（事業主）の建退共への加入期間が 2 年に満たない時は、最大に遡っても、その建退共に加入した日までしか遡ることはできません。

共済手帳の証紙貼付時の消印

① 企業名と年月日の入った印により消印

「建設業退職金共済制度事務処理の手引き」平成 14 年 7 月改訂版（赤本）を参照してください。

共済手帳満了に伴う「更新」「掛金助成更新」用紙

① 平成 15 年 10 月 1 日以降からの更新手続きは、新様式に記入のうえ、ご使用ください。

なお、新しい用紙が足りない場合は建退共山梨県支部にお申し出ください。

共済証紙受払簿の記入例（証紙交換や元請から旧証紙をもらった等の記入のしかた）

① 別添の「共済証紙受払簿」（記入例）を参考にしてください。

新・旧共済証紙の貼付基準

① 就労日を基準とします。

共済証紙の取り扱い

310 円の新証紙について

① 証紙の取扱い方法

- ・平成 15 年 10 月 1 日以降からの就労は、全ての工事現場を対象に、310 円の新証紙を貼付してください。

② 証紙の取扱い窓口

- ・ 建退共証紙の販売を行っている金融機関の全代理店
- ・ 新証紙（310 円）の販売は、平成 15 年 10 月 1 日から開始

300 円証紙について

① 証紙の取扱い方法

- ・ 平成 15 年 9 月 30 日までの就労日数分は、300 円証紙を現在使用中の共済手帳に貼付してください。
- ・ 平成 15 年 10 月 1 日以降からの就労分は、9 月 30 日までの証紙貼付に続いて、310 円の新証紙を混ぜて貼付してください。

※ 注： 平成 15 年 10 月 1 日以降は、300 円証紙は一切販売されないため、買い忘れないように必ず、9 月分までの就労日数分は購入しておいてください。

買いそびれた場合は、切替前の就労分でも新証紙（310 円）を貼付してください。

※ 注： なお、この場合は、310 円を 300 円に換算することはできません。

② 証紙交換の取扱い窓口

- ・平成 15 年 10 月 1 日 ～ 平成 15 年 12 月末日まで
証紙販売を行っている金融機関の全代理店
- ・平成 16 年 1 月 1 日（金融機関営業日から）～ 平成 16 年 6 月末日まで
みずほ銀行本店・支店のみ
- ・平成 16 年 7 月 1 日 ～ 平成 17 年 9 月末日まで
建設業退職金共済事業本部（東京港区芝公園 1-7-6）

③ 証紙交換の申請方法

- ・ 金融機関での交換は、「共済契約者証」を提示のうえ窓口で交換を申し出てください。
- ・ 交換枚数の相違を防止するため、赤証紙・青証紙の別、及び 1 日券・10 日券の別に分類し、種別ごとに枚数を明示してください。
- ・ 消印した証紙は、交換ができません。
- ・ シート状態の証紙は、（1 日券 1 シート 100 枚）（10 日券 1 シート 50 枚）をシートの状態で、金融機関（代理店）の窓口へ提出してください。
- ・ シートから切り離された状態の証紙は、7 月 1 日付けの通知にて送付してあります、別添（写）「ばら証紙貼付台帳」（適宜コピーして使用してください。）に貼付し、金融機関（代理店）の窓口へ提出してください。
- ・ 交換に際しては、赤証紙は赤証紙の同一券（1 日券は 1 日券、10 日券は 10 日券）と、青証紙は青証紙と同一券とのみ交換します。
- ・ 金融機関での交換期間を超えた場合は、「交換申請書」を建設業退職金共済事業本部（東京都港区）に事前に請求し、交換証紙と一緒に建設業退職金共済事業本部へ提出してください。

なお建退共事業本部での交換のみ郵送が可能です。

共済証紙受払簿

共済契約者名	〇〇建設株式会社		⑨決算日		平成16年3月31日		この受払簿は、受入・払出の都度、掛金収納書などをみて日付を所定欄に記入し、決算毎に合計を出して整理してください。		更新年月日 手帳更新数	備考
	①来済契約成立年月日 (S・H)	60年4月1日	決算期間	平成15年4月1日	受入	払出	②共済契約者番号	98-76543		
受入・払出年月日	購入	元請から受給	計(A)	貼付	下請へ交付	計(B)	残高(A)-(B)	払出網の貼付の内訳	更新年月日	手帳更新数
前納繰越 15年4月30日	20		100	120		120	0	人 6 15年4月分	年 月) 冊	
15年5月31日	150		270	100		220	50	人 5 15年5月分	年 月) 冊	
15年6月30日		元請名 ○○組 700	970	80	下請名 ○○工務店 300	600	370	人 4 15年6月分	年 月) 冊	
15年7月31日		元請名	970	80	下請名	680	290	人 4 15年7月分	年 月) 冊	
15年8月31日		元請名	970	80	下請名	760	210	人 4 15年8月分	年 月) 冊	
15年9月30日		元請名	970	60	下請名	820	150	人 3 15年9月分	年 月) 冊	
15年10月1日		元請名 新証紙受入 146	1116		下請名 旧証紙交換 150	970	146	人 15年10月分	年 月) 冊	差額金 260円
15年10月31日		元請	1116	60	下請名	1030	86	人 3 15年10月分	年 月) 冊	
15年11月30日		元請名	1116	60	下請名	1090	26	人 3 15年11月分	年 月) 冊	
15年12月30日	34	元請名	1150	60	下請名	1150	0	人 3 15年12月分	年 月) 冊	
16年1月31日	60	元請名	1210	60	下請名	1210	0	人 3 16年1月分	年 月) 冊	
16年2月28日	60	元請名	1270	60	下請名	1270	0	人 3 16年2月分	16年2月1日 () 冊	
16年3月31日	60	元請名	1330	60	下請名	1330	0	人 3 16年3月分	16年3月1日 () 冊	
決算期間内の合計	384 ⑤ 117,850	700 ⑥ 212,100			300 ⑦ 90,900			③決算日の被共済者数 3人	④決算期間内の手帳更新数 3冊	差額金 合計 260円

旧証紙交換を除く

新証紙受入を除く

重要

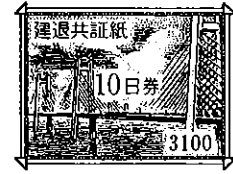
共済証紙の切替え及びこれに伴う手帳の取扱いについて
(建退共事務を行っている支社・営業所等にも周知下さいますようお願いいたします)

1. 共済証紙の切替えについて

- (1) 平成15年10月1日の切替日以降、金融機関（代理店）では、新証紙のみを販売し、旧証紙は一切販売いたしません。

〈証紙と掛金日額〉

赤・青証紙	掛金日額
1日券	310円
10日券	3,100円



(注) 現物は赤色（中小企業用）、青色（大手企業用）で印刷されます。

現在いただいている3円の附加金は、廃止いたします。

- (2) 現在お持ちの共済手帳には、平成15年9月30日までの就労日数分について、旧証紙を貼付し、平成15年10月1日以降の就労日数分については、新証紙を貼付してください。
- (3) 旧証紙の購入は、平成15年9月30日までの就労日に貼付する見込み分のみを購入し、平成15年10月1日以降の就労日に貼付する分については、新証紙を購入してください。

2. 旧証紙と新証紙との交換について

- (1) 旧証紙は、平成15年10月1日以降貼ることができませんので、残った旧証紙は、次により金融機関で新証紙に交換してください。なお、期間により取扱い窓口が異なりますので(4)をご参照ください。

- ・契約者証又は事務受託者証を提示のうえ、窓口に交換を申し出て下さい。
- ・交換枚数の相違を防止するため、赤証紙・青証紙の別及び1日券・10日券の別に分類し、種別毎に枚数を明示して下さい。
- ・消印した証紙は、交換できません。

シート状態の証紙 (1日券1シート100枚) (10日券1シート50枚)	シートの状態で金融機関（代理店）の窓口へ提出してください。
シートから切り離された状態の証紙	ばら証紙貼付台帳（適宜コピーして使用してください。）に貼付し、金融機関（代理店）の窓口へ提出してください。

- (2) 交換に際しては、赤証紙は赤証紙の同一券（1日券は1日券、10日券は10日券）と、青証紙は青証紙と同一券とのみ行います。

- (3) 旧証紙31枚につき、新証紙30枚の割合で交換します。

旧証紙に30枚以下の端数が生じたときは、差額金（1日券の場合には1枚につき10円、10日券の場合には1枚につき100円）を払って新証紙と交換してください。

なお、差額の最高額は何万枚の交換でも1日券で300円、10日券で3,000円になります。

例えば、旧証紙1日券100枚をお持ちの場合は、次の計算により、70円の差額金を支払っていただき、新証紙97枚と交換していただくこととなります。

A お持ちの旧証紙枚数、B 交換される新証紙枚数、C 支払っていただく差額金

$$\begin{array}{ccccccc} \text{旧証紙枚数} & & \text{旧掛金日額} & & \text{新掛金日額} & & \text{新証紙枚数} \\ \text{A} & & & & & & \text{B} \\ \boxed{100} & \times & 300 & \div & 310 & = & 96.7742 & = & \boxed{97} \\ & & & & & & & & \text{(少数点以下切り上げ)} \end{array}$$

$$\begin{array}{ccccccc} \text{新証紙枚数} & & \text{新掛金日額} & & \text{旧証紙枚数} & & \text{旧掛金日額} & & \text{差額金} \\ \text{B} & & & & \text{A} & & & & \text{C} \\ \boxed{97} & \times & 310 & - & \boxed{100} & \times & 300 & = & \boxed{70} \end{array}$$

(4) 証紙交換期間と取扱い窓口

旧証紙と新証紙との交換は、平成17年9月末日まで取扱いますが、金融機関の全代理店での取扱いは、本年12月末日までですのでご注意ください。

(交 換 期 間)			(取 扱 い 窓 口)	
平成15年10月	1日～平成15年12月末日		金融機関 (全代理店)	
平成16年 1月	1日～平成16年 6月末日		みずほ銀行本・支店のみ	
平成16年 7月	1日～平成17年 9月末日		建設業退職金共済事業本部のみ	

3. 共済手帳の取扱いについて

共済証紙が切り替えられても、現在お持ちの共済手帳は証紙の貼付が満了するまで切り替わりません。

したがって、現在お持ちの共済手帳に、平成15年9月30日までの就労分の旧証紙を貼付しても、証紙貼付欄に証紙を貼付する余白があるときは、継続して新証紙を貼付していただき、証紙貼付満了をもってその手帳の更新手続きを行い、新しい共済手帳(白茶色)の交付を受けて下さい。

更新していただく場合は、更新申請書に必要事項を記入し、証紙貼付満了となった共済手帳を添えて各都道府県支部に提出してください。

なお、「更新申請書」の様式が変更となりましたので、現在お持ちの共済手帳を更新される際には同封いたしました「掛金助成手帳証紙貼付満了による手帳更新申請書」、「証紙貼付満了による手帳更新申請書」をご使用いただきますようお願い申し上げます。

(参考) 新退職金早見表 (掛金日額310円で計算、平成15年10月1日以降に加入した場合)


掛金納付年数(月数)	退職金額	掛金納付年数(月数)	退職金額
2年 (24月)	15万6千円	25年 (300月)	292万7千円
5年 (60月)	40万8千円	30年 (360月)	371万7千円
10年 (120月)	93万6千円	35年 (420月)	461万0千円
15年 (180月)	154万8千円	37年 (444月)	499万6千円
20年 (240月)	220万5千円	40年 (480月)	563万3千円

ばら証紙(1日券) 貼付台帳
 赤・青証紙は用紙を別に貼付してください

11	21	31	41	51	61	71	81	91
2	22	32	42	52	62	72	82	92
3	23	33	43	53	63	73	83	93
4	24	34	44	54	64	74	84	94
5	25	35	45	55	65	75	85	95
6	26	36	46	56	66	76	86	96
7	27	37	47	57	67	77	87	97
8	28	38	48	58	68	78	88	98
9	29	39	49	59	69	79	89	99
10	30	40	50	60	70	80	90	100

赤 1日券 枚・青 1日券 枚

ばら証紙 (10日券) 貼付台帳
赤・青証紙は用紙を別に貼付してください

	11	21	31	41
2	12	22	32	42
3	13	23	33	43
4	14	24	34	44
5	15	25	35	45
6	16	26	36	46
7	17	27	37	47
8	18	28	38	48
9	19	29	39	49
10	20	30	40	50

赤 10日券 枚・青 10日券 枚